

平成 16 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社あみやき亭
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 啓介
コ ー ド 番 号 2 7 5 3
(東 証 第 2 部 ・ 名 証 第 2 部)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 取締役管理本部長
氏 名 竹 内 隆 盛
連 絡 先 0568 - 32 - 8800 (代 表)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成16年10月12日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 4,500株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格決定日（平成16年10月20日（水）から平成16年10月26日（火）までの間のいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、東海東京証券株式会社、丸八証券株式会社、いちよし証券株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（終値がないときはその日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成16年10月27日（水）から平成16年10月29日（金）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成16年10月21日（木）から平成16年10月25日（月）までとなる。
- (7) 払込期日 平成16年10月28日（木）から平成16年11月4日（木）までの間のいずれかの日。
すなわち、上記（6）記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成16年10月28日（木）となる。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成16年10月1日（金）とする。
- (9) 申込株数単位 1株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤啓介に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,050株
- (2) 売 出 人 及 び 氏名又は名称 売 出 株 式 数
売 出 株 式 数 佐 藤 啓 介 6 3 7 株
佐 藤 き い 3 9 2 株
福 井 啓 雄 2 1 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日(平成16年10月20日(水)から平成16年10月26日(火)までの間のいずれかの日)における株式会社東京証券取引所の終値(終値がないときはその日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、東海東京証券株式会社、丸八証券株式会社、いちよし証券株式会社及び新光証券株式会社(以下「売出しにおける引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 平成16年10月27日(水)から平成16年10月29日(金)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成16年10月21日(木)から平成16年10月25日(月)までとなる。
- (6) 受 渡 期 日 平成16年10月29日(金)から平成16年11月5日(金)までの間のいずれかの日。
すなわち、上記(5)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成16年10月29日(金)となる。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤啓介に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 500株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、前記「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」(3)記載の売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 500株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(平成16年10月20日(水)から平成16年10月26日(火)までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤啓介に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 500株
- (2) 発行価額 平成16年10月20日(水)から平成16年10月26日(火)までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 野村證券株式会社 500株
- (5) 申込期間(申込期日) 平成16年11月25日(木)から平成16年11月29日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払込期日 平成16年11月26日(金)から平成16年11月30日(火)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (7) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成16年10月1日(金)とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 上記(5)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤啓介に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行並びに株式売出しにおきましては、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集、上記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社当社株主より500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年10月12日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式500株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議し、平成16年10月12日（火）に有価証券届出書を東海財務局長に提出しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資（平成16年10月12日決議）による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	58,488株（平成16年10月12日現在）
公募増資による増加株式数	4,500株
公募増資後の発行済株式総数	62,988株
第三者割当増資による増加株式数	500株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	63,488株（注）

（注）上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 1,796,000千円については、新店舗の出店費用と既存店の改装費用に充当する他、本部と店舗を結ぶオンラインシステムの構築費用に係る設備資金に全額充当する予定であります。

なお、当該第三者割当増資における最終的な発行株式数が減少する、または発行そのものが全く行なわれない場合には、設備資金には不足分について自己資金を充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達額を今後の新規出店費用、既存店の改装費用並びにオンラインシステム導入費用に充当することにより、中長期的な業績向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当及び優待制度の継続を最重要政策の一つと考え、経営基盤の強化を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じて積極的な利益還元を行うことを基本方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、当社は、安定配当を基本としつつ業績に応じて増配を検討するなど、弾力的な還元策を図ってまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、主に今後加速する新規出店に係る設備投資の資金として活用したいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	112,684.36円	49,835.53円	8,367.09円
1株当たり年間配当金	5,000円	7,000円	2,670円
実績配当性向	4.4%	14.4%	16.0%
株主資本当期純利益率	34.2%	24.5%	20.4%
株主資本配当率	1.3%	3.0%	3.0%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、平成15年3月期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算定しております。

2. 実績配当性向は、平成15年3月期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に準拠して算定しております。

3. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。当期純利益は平成15年3月期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用した数値をそれぞれ用いて算定しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 過去の利益配分ルールの遵守状況
該当事項はありません。

5. その他

- (1) 配分先の指定
該当事項はありません。

- (2) 潜在株式による希薄化情報
該当事項はありません。

- (3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等
過去のエクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資（株式公開時）	平成14年12月18日	1,000株	423,000円
第三者割当増資 株式公開時	平成15年1月16日	200株	423,000円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	-	450,000円 351,000円	379,000円 356,000円	331,000円
高 値	-	680,000円 450,000円	950,000円 485,000円	477,000円
安 値	-	426,000円 340,000円	340,000円 252,000円	315,000円
終 値	-	680,000円 417,000円	925,000円 330,000円	364,000円
株価収益率	-	19.1倍	38.7倍	-

- (注) 1. 当社株券は平成14年12月18日付けをもって東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。よって、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. は株式分割による権利落ち後の株価であります。
3. 平成17年3月期の株価については、平成16年10月1日現在で表示しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、株式分割後の発行済株式数で計算した1株当たり当期純利益によって計算しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。